

## 鬼北町保育業務支援システム導入運用業務プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

鬼北町保育業務支援システム導入運用業務

#### (2) プロポーザルの目的

鬼北町保育業務支援システム導入運用業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）は、保育業務支援システムの導入により、利用者の利便性を向上させるとともに、職員の事務負担の軽減や作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を整備すること及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

#### (3) 委託業務場所

施設名	所在地
きほくの里保育園	鬼北町大字近永 1418 番地 1

#### (4) 業務内容

別紙「鬼北町保育業務支援システム導入運用業務仕様書」を参照のこと。

#### (5) 委託期間

契約締結日から令和10年10月31日とする。

#### (6) 提案限度額

システム導入費用 1,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

システム利用料（月額） 90,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※システム構築及び操作研修等の初期導入費用を含むこと。

※システム利用料には、インターネット回線の使用料も含むこと。

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。

### 2 スケジュール

	スケジュール項目	予定日程
1	プロポーザル実施公告	令和5年8月 7日（月曜日）
2	実施要領に関する質問書の提出期限	令和5年8月14日（月曜日）
3	実施要領に関する質問書の回答	令和5年8月17日（木曜日） 予定
4	参加表明書等の提出期限	令和5年8月22日（火曜日）
5	第一次審査（書類審査）	令和5年8月25日（金曜日） 予定
6	企画提案書等の提出期限	令和5年9月 1日（金曜日）
7	第二次審査（プレゼンテーション等）	令和5年9月 8日（金曜日） 予定
8	審査結果通知	令和5年9月13日（水曜日） 予定

※上記日程は、都合により変更することがある。

### 3 参加資格及び制限

プロポーザルに参加する事業者（以下「参加者」という。）は、次の資格を全て満たさなければならない。

- (1) 令和5・6年度鬼北町物品購入等入札参加資格審査申請書を提出している者のうち、令和5年8月7日現在で鬼北町物品購入等入札参加資格者選定要綱（平成17年鬼北町訓令第42号）に基づく競争参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本業務の公募を開始する日から契約締結日までのいずれかの日においても、鬼北町からの指名除外を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第72号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 鬼北町暴力団排除条例（平成23年鬼北町条例第14号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに関与していない者であること。
- (6) プロポーザルにおいて、他の参加者の協力者（協力事務所）でないこと。

※上記、参加資格の確認基準日は、参加表明書を提出した日とし、確認基準日以降、提案書の提出の日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、原則として失格とする。

### 4 事務局（提出先及び問合せ先）

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1  
鬼北町役場 町民生活課 児童施設整備係  
電話番号 代表 0895-45-1111（内線2118）  
直通 0895-45-1115（内線2118）  
FAX番号：0895-45-1119  
メールアドレス：choumin@town.kihoku.ehime.jp

### 5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和5年8月14日（月曜日） 午後5時15分まで
- (2) 提出方法：質問書（様式第1号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールで提出すること。
- (3) 宛 先：メールアドレスは「4 事務局（提出先及び問合せ先）」を参照のこと。
- (4) 件 名：送信の件名は、「プロポーザル 質問書（事業者名）」とすること。
- (5) 到達確認：送信後には必ず電話にてメール到達の確認を行うこと。  
電話番号 代表 0895-45-1111（内線2118）  
直通 0895-45-1115（内線2118）

- (6) 回答方法：令和5年8月17日（木曜日）（予定）に、質問者名を伏せて鬼北町ホームページに掲載する。

## 6 参加表明書等の提出

参加者は、以下の提出書類を期限までに提出すること。

### (1) 提出書類

①参加表明書（様式第2号）

②実績報告書（様式は任意）

- ・過去5年間において本業務と類似した業務の実績がある場合は、実施年度、発注者名、実施施設数等を記載すること。

③会社概要（会社の沿革及び組織等を記載したパンフレット等）

④企画提案書（様式は任意）

- ・A4判用紙、横書き、左綴りとし、ページ番号をつけること。
- ・委託事業者選定基準（別表第1）の項目1～8について、項目ごとに記載すること。なお、項目8については任意とする。
- ・機能要件について、対応可否欄等に記入し、添付すること。

⑤参考見積書（様式第3号）

- ・各年度の金額がわかるようにすること。
- ・取引に係る消費税及び地方消費税を含めた金額を記入すること。

### (2) 提出期限

参加表明書関係（(1)①～③） 令和5年8月22日（火）午後5時15分まで

企画提案関係（(1)④、⑤） 令和5年9月1日（金）午後5時15分まで

### (3) 提出方法：郵送又は持参。

提出先・宛先は「4 事務局（提出先及び問合せ先）」を参照のこと。

- ※持参の場合は、土曜・日曜・祝日及び閉庁時間は受付不可。郵送の場合は、提出期限厳守。

### (4) 提出部数

①～③、⑤ 各1部

④ 11部（正本1部及び副本10部）

## 7 選定方法

### (1) 選定委員会の設置

審査は、鬼北町保育業務支援システム導入運用業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行う。

### (2) 第二次審査

①実施日（予定）

- ・令和5年9月8日（金）（詳細は別途通知する。）

②実施場所

- ・鬼北町立近永公民館2階講堂（詳細は別途通知する。）

### ③実施方法

- ・ 1 参加者当たり 40 分以内とし、その内冒頭 30 分は参加者による提案書のプレゼンテーションを受け、残り 10 分で審査委員会によるヒアリングを行う。

### ④出席人数

- ・ 当日の出席者は 3 名以内とする。

## (3) 審査及び選定

- ・ 審査委員会において受託事業者選定基準（別表第 1）に基づき採点し、最も点数の高かった事業者を受託候補者とする。なお、最高点の者が複数あるときは、そのうち見積書の金額が一番低い者を受託候補者とする。
- ・ 参加者が 1 者のみの場合であっても審査を実施し、各審査委員の評価点の平均点が 60 点以上であれば受託候補者とする。

## (4) プレゼンテーション留意事項

- ①プレゼンテーションは原則、鬼北町保育業務支援システム導入運用業務に担当として携わる予定の者が行う。
- ②資料は事前に提出のあった提案書等を使用し、追加資料は受け付けない。
- ③当日は、プロジェクター及びスクリーンのみ事務局で用意する。プロジェクターを使用する場合は事前に事務局まで申し出ること。プレゼンテーションにパソコンその他の機器等が必要な場合は参加者が用意すること。プロジェクターまでの接続コードは参加者が持参すること。
- ④提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは、評価の対象としない。

## 8 契約の締結

鬼北町は受託候補者として決定された者と契約の交渉を行うものとする。なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

- (1) 最終的な契約内容及び契約金額については、審査後、受託候補者と鬼北町の間で提案内容等を確認する場を設け、実施可能な業務内容について精査・調整の上、最終的な仕様・契約金額を確定するものとする。
- (2) 契約する際の仕様については、提案内容及び協議内容を盛り込み作成するものとする。
- (3) 受託候補者特定後の契約手続きは、鬼北町契約規則（平成 17 年鬼北町規則第 64 号）による。

## 9 失格条件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、実施要領に示した提出方法及び提出期限を守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 正当な理由なく提出書類を提出しなかったとき。

- (4) 第二次審査に参加しなかったとき。
- (5) 審査終了までの間に参加者が、「3 参加資格及び制限」に規定する条件を欠くこととなったとき。
- (6) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (7) その他審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認めたとき。

#### 10 その他留意事項

- (1) プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者1者につき1提案とする。
- (3) 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (4) 提出後の提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提案書は、受託候補者決定に係る作業等に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。ただし、参加者の承諾なしで、外部への公開及び配布は行わない。
- (7) 参加者は、実施要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (8) 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (9) 選定結果についての不服及び異議申立ては認めない。